

「別記に」 調定業

一、 賃銀制度ニ就テハ好意ヲ以テ會社並ニ従業員相互ノ利益ノ為直ニニ研究ニ着  
手スルコト

二、 面會ハ作業中原則トシテ許可セザルニ狀況ヲ斟酌シテ臨機ノ處置ヲ計ルコト

三、 四大節 日曜日以外ノ公休日ニ對シテハ發令ノ紛異ヲ為スコト

四、 退職手當ハ發表ノ必要ヲ認め目下準備中ニアリ

五、 期末賞與増額ノ件ハ第一項ノ關係ヲ有スルヲ以テ第一項ト併ニ研究スルコト

六、 組長ハ從來ノ缺失ト認めルモノハ火ニ反省シテ改善ニ努メシ部下ヲ愛撫指導  
スル事

七、 従業員ハ柔順ニ組長ニ服従シ其指導ニ従フ事

八、 組長ノ歩合ハ部下ノ利害休戚ヲ共ニスル意味ヲ以テ其ノ職場ノ平均歩合トス  
ルコト

九、 以上ニ関シテハ調定者タル社員一同ハ絶對ニ其責任ヲ負フコト

昭和三年四月七日